

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

建築基準条例の一部改正について

【お問い合わせ先】

都市部建築指導課

電話 0 4 6 - 8 2 2 - 8 5 2 7（直通）

公表日：平成 3 1 年 2 月 2 7 日（水）

横 須 賀 市



「建築基準条例の一部改正について」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

平成31年(2019年)1月10日(木) ～ 1月31日(木)まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 1人 意見件数 1件

3 提出方法の内訳

直接持ち込み 1人

4 提出された意見の概要及び市の考え方

(1) 条例の適用除外について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	建築ストックの有効活用のために、既存不適格建築物を用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替する場合も、制限を緩和する規定を設けること。	1件	今回の改正は、一時的に他の用途の建築物として使用する場合について緩和する法改正に伴うものです。一時的な使用とならない用途変更については、建築物の安全、防火又は衛生を確保する観点から、改正は行いません。 なお、大規模の修繕、大規模の模様替を行う場合は、一部の条文を適用しないこととする緩和規定を既に設けています。